

令和 7 年 4 月 1 日 開始

中津川市妊婦に対する遠方の産科医療機関への 交通費及び宿泊費支援事業



中津川市では、医学的な理由で遠方の産科医療機関（周産期母子医療センター）で令和 7 年 4 月 1 日以降の妊婦健康診査を受診または出産する必要がある妊婦さんに、分娩取扱施設への交通費及び宿泊費（分娩の時のみ）の一部を助成します。

■対象者

妊婦健康診査受診日及び出産時に中津川市に住所のあるハイリスク妊婦さんで、自宅（または里帰り先）から最も近い周産期母子医療センターまで、おおむね 60 分以上の移動時間を要する方。

※おおむね 60 分以上は 50 キロメートル以上の移動距離と読み替えることができます

※時間や距離の算定は、検索サイトや地図アプリ等を参考としてください

■助成内容

◇交通費

妊婦健康診査（上限 15 回）や出産のために周産期母子医療センターまでの往復に要した費用の 8 割を助成します（1 円未満切り捨て）。

・バスや電車等公共交通機関で移動した場合

運賃（円）×0.8

※タクシーは対象外※

・自家用車の場合

ガソリン代 距離数（km）×37 円×0.8

その他高速道路料金、駐車料金等 実費額（円）×0.8

◇宿泊費

出産までの間、待機のため周産期母子医療センター近隣の宿泊施設で宿泊した場合、出産時の入院までの前泊分として最大 1 4 泊分助成します。

・実費額（1 泊あたり税込み 10,900 円上限）から 1 泊あたり 2,000 円を控除した額×泊数

■申請方法 申請書類は下記窓口までご提出ください。

※申請書類はホームページからダウンロードできます



助成対象となる分娩日から 1 年以内に以下の書類を提出してください。

不明な点は下記窓口までお問合せください。

- ① 中津川市妊婦に対する遠方の産科医療機関への交通費及び宿泊費支援事業助成金申請書兼請求書
- ② 中津川市妊婦に対する遠方の産科医療機関への交通費及び宿泊費支援事業助成金交付内訳書
- ③ ハイリスク妊婦該当事項調査票（同意書）又は、「医学的な理由等」の要件を満たすことが判断できない場合、妊婦健康診査受診票や医師の診断書、診療情報提供書等申請にあたり「医学的な理由等」が判断できる書類
- ④ 交通費及び宿泊費の領収書または領収書の類する書類の写し
- ⑤ 母子健康手帳

■窓口・お問合せ 中津川市役所 健康課 0573-66-1111（内線 626・657）

坂下健康福祉会館「あおぞら」 70-1016

福岡総合事務所 72-2116

付知総合事務所 82-2111

事前にお電話ください